

名取市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

名 取 市

「子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち 名取」をめざして

平成24年8月に子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育てを社会全体で支援するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートします。



現在の急速な少子高齢化の進行や就労環境の変化、家族や地域コミュニティのありようの変化、情報化社会の進展などにより、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。本市においても、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズの複雑化や震災以降の児童数の増加に伴う学童保育に対するニーズの拡大などに対し、子育て支援の環境整備の充実を図っていくことが求められております。

このたび、「名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、親が安心して子どもを産み育て、地域全体で子どもの健やかな成長を見守ることができるような環境づくりをめざして、計画の推進を図ってまいります。

本計画は、子ども・子育て支援新制度において導入される新たな仕組みのもとで、これまでの「名取市次世代育成支援行動計画」の考え方を引き継ぐとともに、教育・保育及び地域の子育て支援事業の利用ニーズに対する提供体制の確保と円滑な実施について定めております。

本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました名取市子ども・子育て会議の委員の方々、「アンケート調査」にご協力をいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

本市といたしましては本計画の遂行を通して子どもにより良い環境を提供するとともに、子育てしやすいまちをめざして各施策に取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも計画の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月

名取市長 佐々木 一十郎

も く じ

第1章 事業計画の策定にあたって	3
1 事業計画策定の趣旨	3
2 事業計画の性格・位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 事業計画期間	5
5 事業計画の策定にあたって	5
(1) 計画の策定体制	5
(2) 市民の意見の反映	6
6 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口の動向	11
(1) 人口構成	11
(2) 自然動態	14
(3) 社会動態	15
(4) 婚姻・離婚件数	15
(5) 人口推計	16
(6) 合計特殊出生率の推移	18
2 世帯の動向	19
(1) 世帯構成	19
(2) 未婚率	21
3 就労の状況	22
(1) 女性の年齢別就業状況	22
(2) 子育て家庭の両親の就業状況	23
4 次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の達成状況	24
(1) 施策の進捗状況	24
(2) 子育て支援に関する事業の達成状況	25
(3) 母子保健に関する事業の達成状況	26
5 計画における基本的視点	27
6 子ども・子育て支援の課題	30
第3章 これから目指す事業計画	33
1 事業計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34

3 施策の体系.....	36
■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図.....	36
■子ども・子育て支援法に関する事業体系図.....	37
4 重点施策.....	38
第4章 次世代育成支援の施策展開.....	41
基本目標1 地域における子育て支援.....	42
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	47
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	52
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	56
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援.....	57
基本目標6 子ども等の安全の確保.....	58
基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	61
第5章 子ども・子育て支援の事業展開.....	67
1 新制度の事業体系.....	67
(1) 子どものための教育・保育給付.....	67
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	69
2 教育・保育等の提供区域.....	70
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	71
4 特定教育・保育施設、地域型保育事業.....	72
(1) 幼稚園.....	72
(2) 認定こども園.....	74
(3) 保育所.....	75
(4) 地域型保育事業.....	78
(5) 認可外保育施設.....	79
(6) 連携の推進.....	79
5 教育ニーズ・保育ニーズの量の見込みと確保方策.....	80
(1) 教育ニーズ（幼稚園、認定こども園）.....	80
(2) 満3歳から小学校就学前までの保育ニーズ（保育所、認定こども園）.....	81
(3) 0～2歳の保育ニーズ（保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	81
6 地域子ども・子育て支援事業（13事業）.....	83
(1) 利用者支援事業.....	83
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	83
(3) 乳児家庭全戸訪問事業.....	84
(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業.....	85

(5) 子育て短期支援事業.....	86
(6) 一時預かり事業（預かり保育事業）.....	86
(7) 時間外保育事業.....	88
(8) 病児保育事業.....	88
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	89
(10) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）【就学後】.....	91
(11) 妊婦健康診査.....	91
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	92
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	92
第6章 計画の推進に向けて.....	95
1 各主体の役割.....	95
(1) 家庭の役割.....	95
(2) 地域の役割.....	95
(3) 教育・保育施設の役割.....	95
(4) 企業の役割.....	95
(5) 行政の役割.....	95
2 計画の達成状況の点検及び評価について.....	96
(1) 計画の推進体制と方策.....	96
(2) 計画の評価の仕組み.....	96
資料編.....	99
1 市民の声.....	99
(1) ニーズ調査における自由意見・要望等について.....	99
(2) 主な意見・要望等.....	100
2 名取市子ども・子育て会議.....	102
(1) 名取市子ども・子育て会議条例.....	102
(2) 委員名簿.....	104
(3) 会議の開催日と審議内容.....	105
(4) 子ども・子育て会議への諮問.....	106
(5) 子ども・子育て会議からの答申.....	107
3 国における少子化対策の経緯.....	108

第1章



事業計画の策定にあたって

第1章 事業計画の策定にあたって

1 事業計画策定の趣旨

本市では、国の少子化対策と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする名取市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）を、さらに平成22年度から平成26年度までを計画期間とする名取市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）を策定し、次世代育成支援対策及び少子化対策の取り組みを推進してきました。

この10年間において、本市の人口は、東日本大震災により一時的に減少したものの総じて増加しています。このような状況の中、保育所・幼稚園・認定こども園等の多様な教育・保育資源を活かし、保護者の多様な教育・保育ニーズに対応してきました。また、全小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者の就労支援と児童の健全育成に努め、さらにNPO法人や地域住民と協力した地域全体での子育て支援活動を進めてきました。今後、行政と地域が協力し、多様なニーズに応じた子育て支援の取り組みを推進していくことが求められています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この制度は、保護者が子育てに関する第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てを社会全体で支えるために創設されたものです。

次世代育成支援対策の中核となる保育事業及び各種子育て支援事業の推進についての役割・機能は「子ども・子育て支援法」に引き継がれ、より手厚い子育て支援施策を推進するものとなっています。

市においては、子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等をさらに推進するため、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



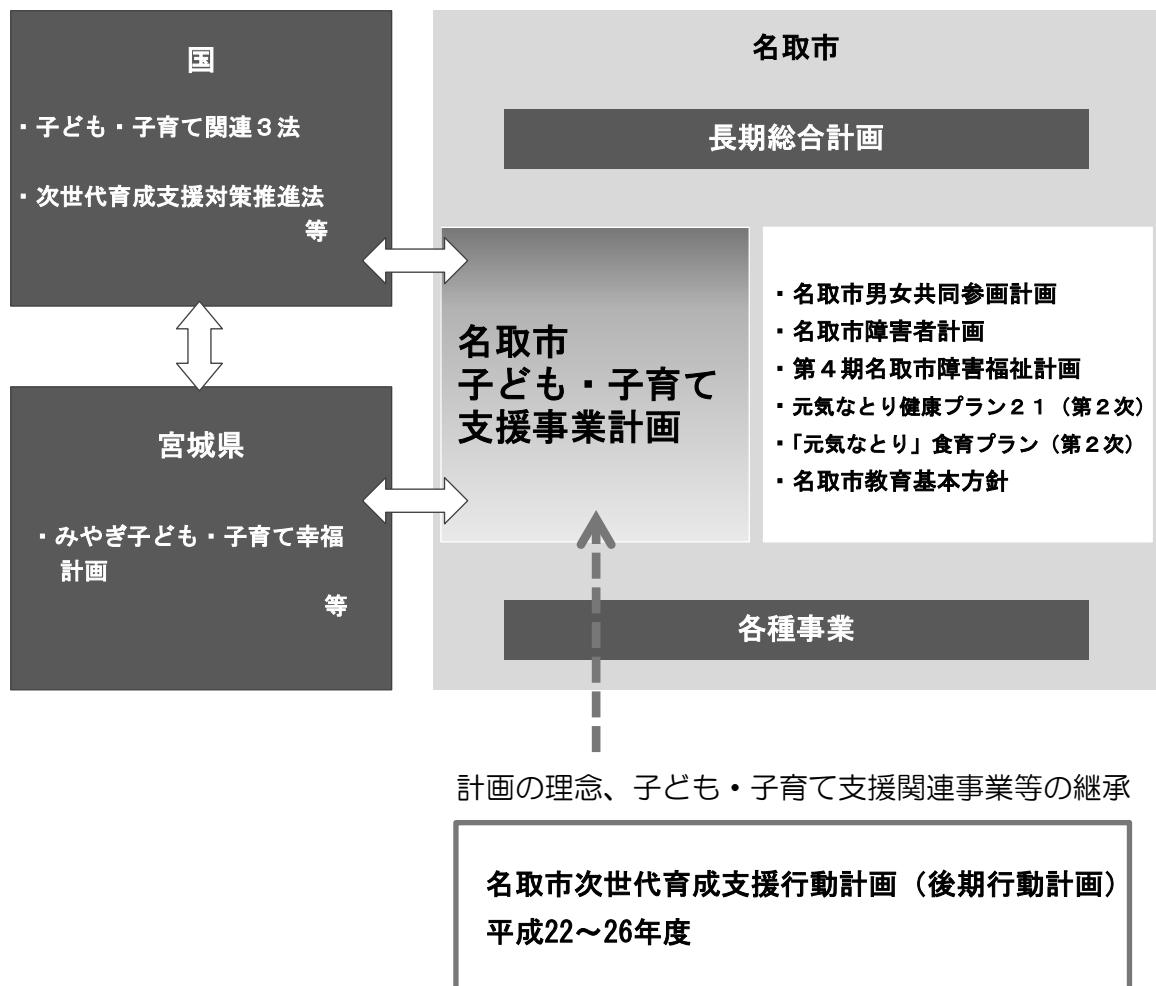
2 事業計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度より推進を図ってきた「名取市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」が平成26年度末に計画期間が終了することから、この計画の内容を引き継ぎ、本市の子ども・子育て支援施策を推進する計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画は、「名取市長期総合計画」や、関連する分野別計画と連携・整合を図り策定するものです。

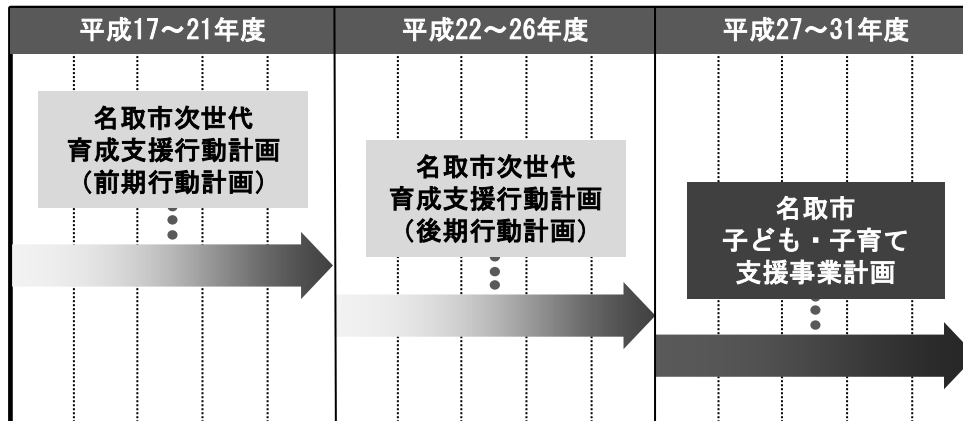
図1.1 事業計画の位置づけ及び他計画との連携



4 事業計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として策定するものです。5年間の計画期間中であっても、必要に応じて中間年度（平成29年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

図1.2 計画期間

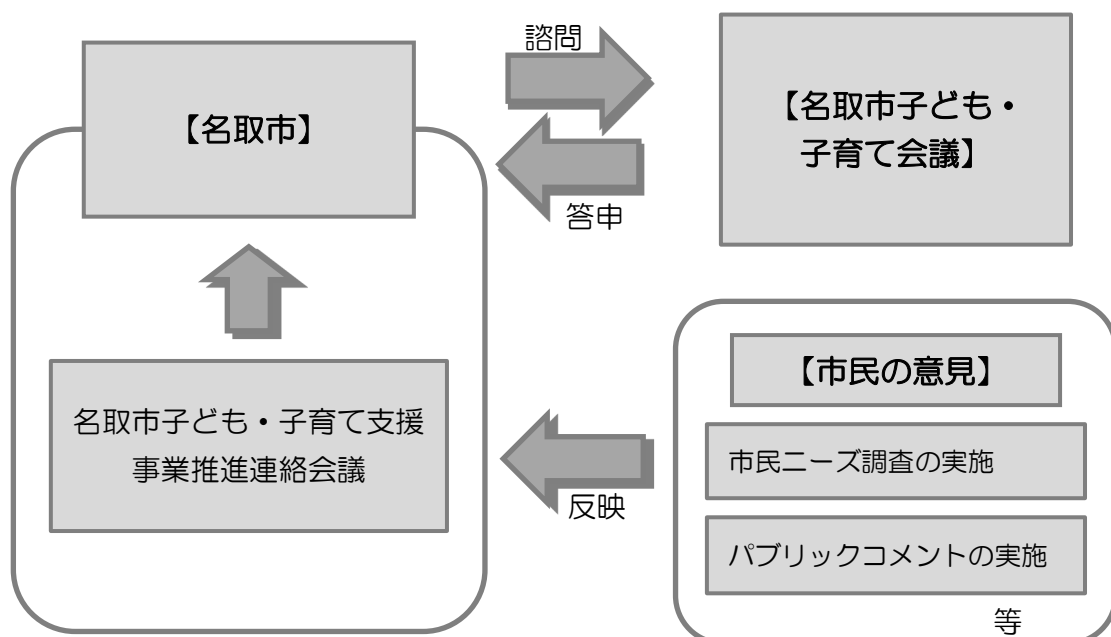


5 事業計画の策定にあたって

(1) 計画の策定体制

事業計画を策定するにあたっては、市民、子どもの保護者、関係団体等からなる「名取市子ども・子育て会議（15名）」（名取市子ども・子育て会議条例による設置）及び庁内に「名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議（12名）」（委員長：副市長）を設置し協議・検討を行いました。

図1.3 計画の策定体制





(2) 市民の意見の反映

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たな子ども・子育て関連施策の目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

また、認可保育所や放課後児童クラブを利用する保護者を対象に今後の質の向上に取り組む上での意識調査を実施しました。

さらに幅広く市民の方よりご意見をいただくため、本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口、各地区の公民館窓口等で公開し、平成27年2月18日から3月9日にかけてパブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、市民の意見の反映に努めました。

■ ニーズ調査の実施

①名取市子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童用）	
調査対象者	就学前児童をもつ保護者
調査人数等	市全域で1,100人に調査（平成25年12月～平成26年1月）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収結果	有効回答665人（有効回収率60.5%）
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向、子育てについての思いに関する設問
②名取市子育て支援に関するアンケート調査（小学生児童用）	
調査対象者	小学校児童をもつ保護者
調査人数等	市全域で650人に調査（平成25年12月～平成26年1月）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収結果	有効回答362人（有効回収率55.7%）
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、地域の子育て事業の現状・利用意向、子育てについての思いに関する設問

■ 利用者意識調査の実施

	保育所	児童センター
調査名	保育所（園）利用者アンケート	放課後児童クラブ利用者アンケート
調査対象者	認可保育所（園）、認定こども園 利用保護者	放課後児童クラブ登録児童及び認可保育所 5歳児の保護者
調査方法	アンケート調査（無記名式） 各施設を通して調査票の配布・回収	アンケート調査（無記名式） 各施設を通して調査票の配布・回収
調査内容	保育所（園）のサービスについて （施設・設備・衛生面・活動内容・ 行事・運営面等） 今後充実すべき保育サービス 等	放課後児童クラブのサービスについて （施設・設備・衛生面・活動内容・行事・ 運営面等） 放課後児童クラブに期待すること、育ま れたと感じられる点 等

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。

第2章



子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口の動向

(1) 人口構成

本市の人口は東日本大震災の影響で一時減少したものの増加傾向にあり、平成26年4月1日時点の総人口は75,020人となっています。年齢3区分別の人口についても同様に推移しています。人口構造は、男女ともに30歳代及び40歳代が多く、“つりがね型”に近い形となっています。

表2.1 人口の動向

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	72,150	72,350	71,844	73,165	75,020
年少人口 (0～14歳)	11,006	11,092	11,006	11,199	11,598
生産年齢人口 (15～64歳)	47,437	47,787	47,275	47,741	48,527
老年人口 (65歳以上)	13,707	13,471	13,563	14,225	14,895

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図2.1 人口の推移

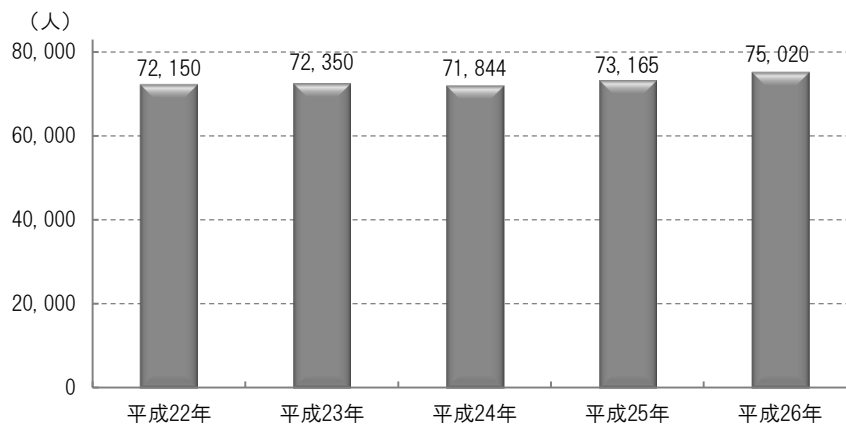
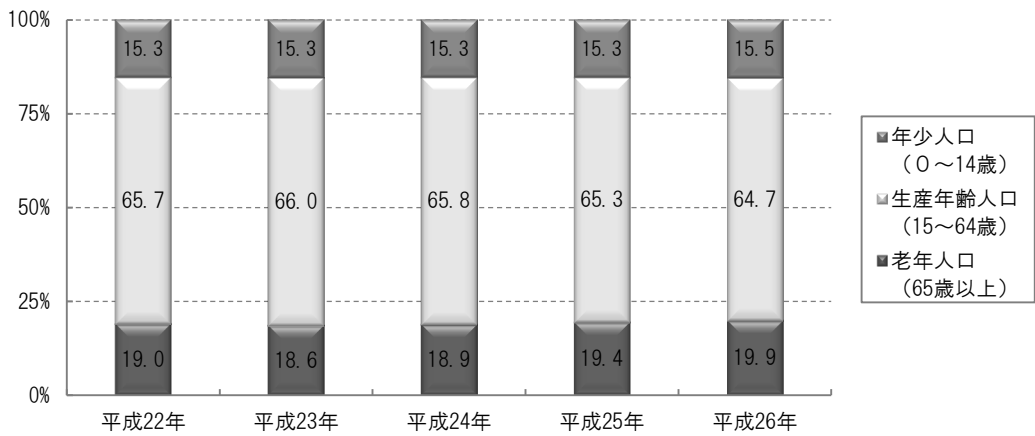


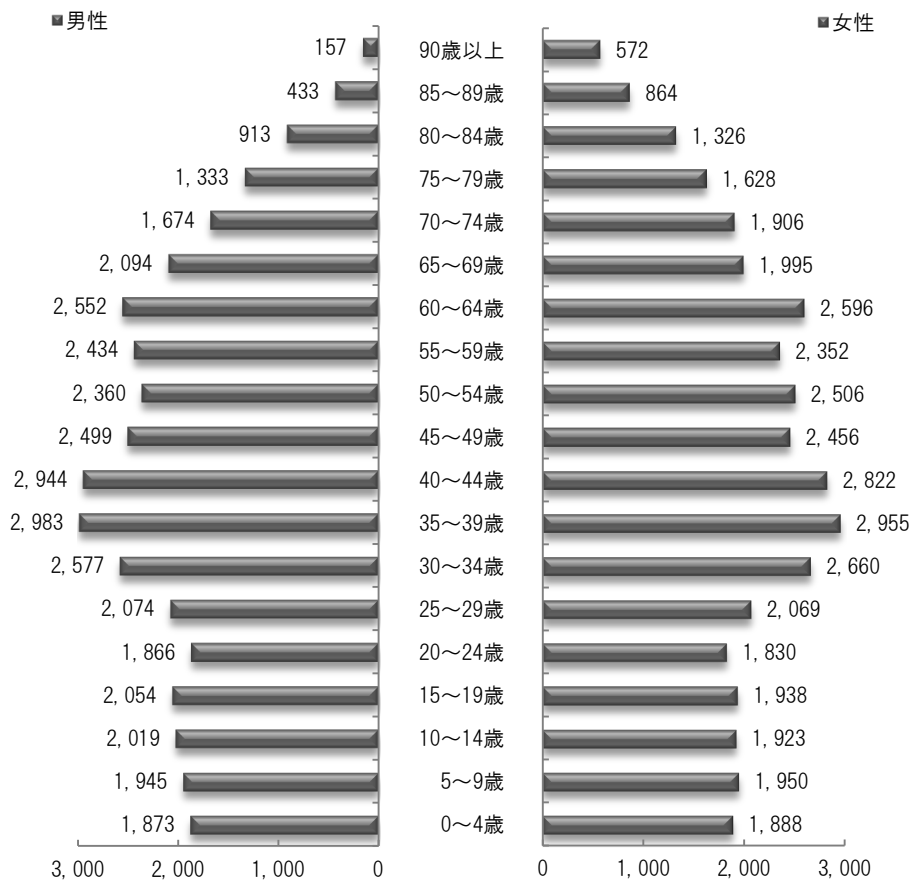


図2.2 年齢3区分人口比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図2.3 人口構造



資料：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

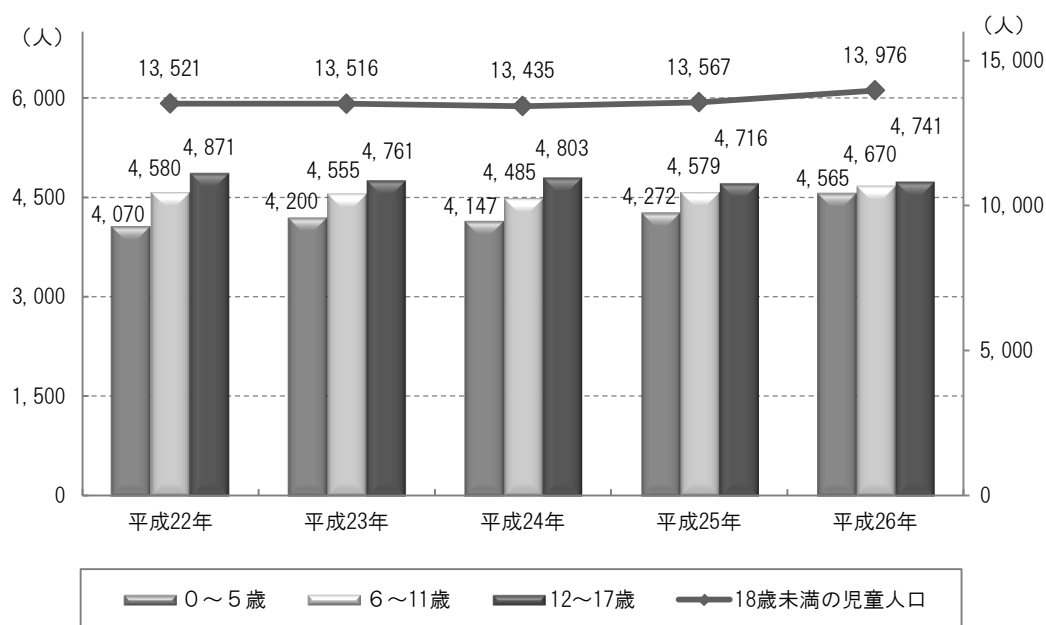
18歳未満の児童人口は、平成22～24年にかけては僅かに減少していますが、平成25年以降は増加傾向に転じ、平成26年現在は13,976人となっています。

表2.2 18歳未満の児童人口の推移

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満の児童人口	13,521	13,516	13,435	13,567	13,976
0～5歳	4,070	4,200	4,147	4,272	4,565
6～11歳	4,580	4,555	4,485	4,579	4,670
12～17歳	4,871	4,761	4,803	4,716	4,741

図2.4 18歳未満の児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 自然動態

出生数は平成21～22年、平成24～25年にかけて増加しています。一方、死亡数は平成23年3月に東日本大震災が発生したため大きく増加しています。

出生数と死亡数からなる自然動態をみると、平成23年以外は出生数が死亡数を上回る自然増となっています。

図2.5 出生・死亡数の推移

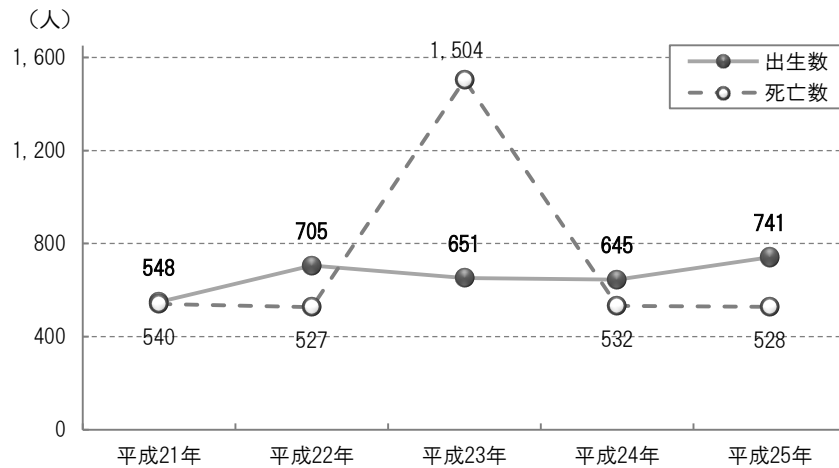
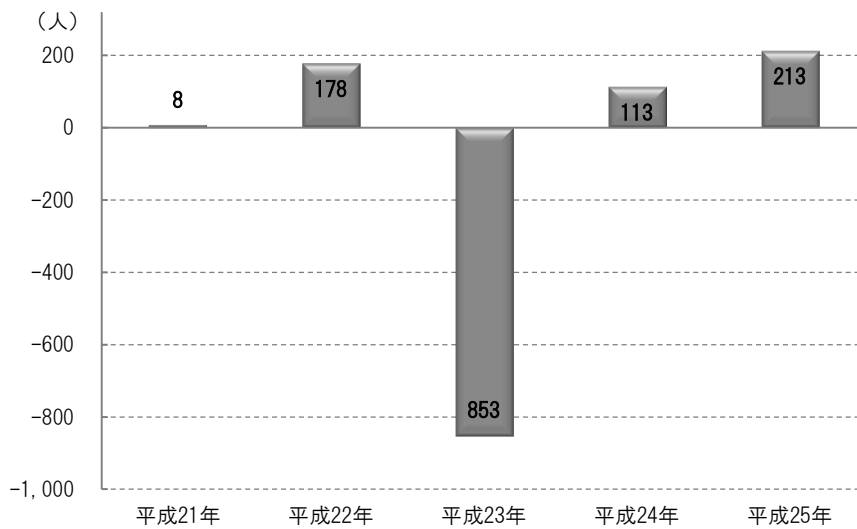


図2.6 自然動態の推移

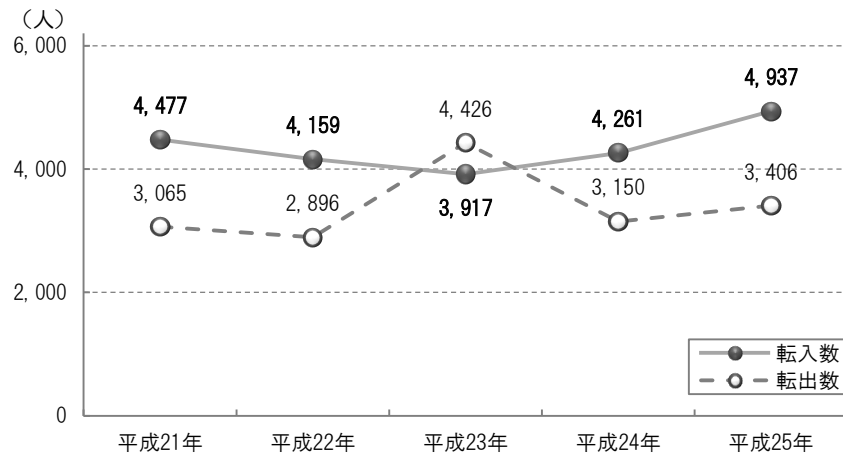


資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

(3) 社会動態

転入数と転出数からなる社会動態をみると、平成23年は転出が転入を上回る社会減となっていますが、平成21年以降の他の年度においては社会増となっています。

図2.7 転入・転出数の推移

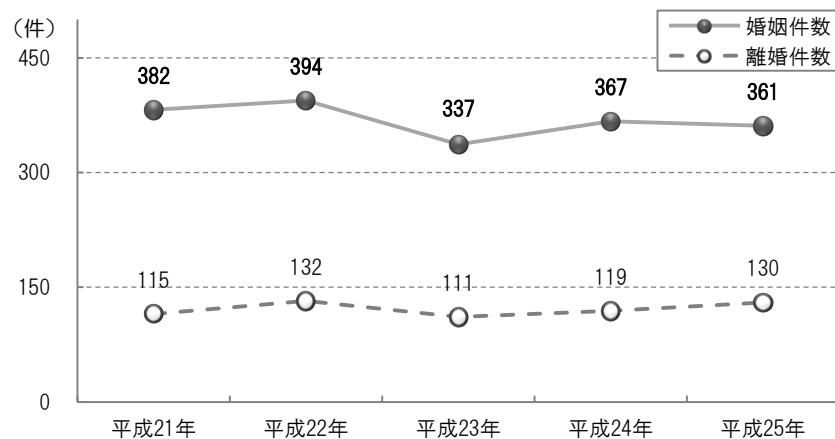


資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

(4) 婚姻・離婚件数

婚姻件数は平成21～25年にかけて21件減少し、平成25年には361件となっています。一方、離婚件数はほぼ横ばいの状況で平成25年には130件となっています。

図2.8 婚姻・離婚件数の推移



資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）



(5) 人口推計

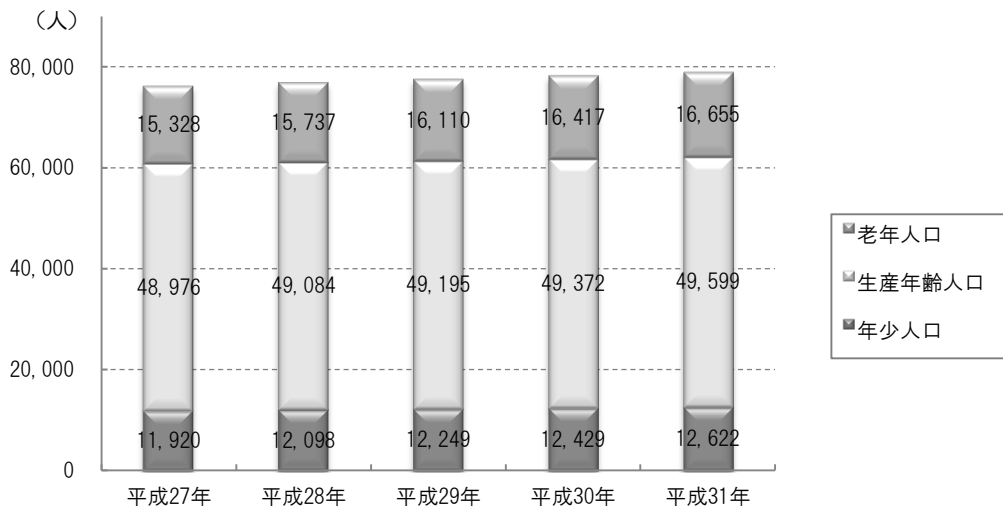
平成27年以降の人口を推計したところ、総人口は76,000人台から緩やかに増加すると見込まれます。平成31年までいずれの年齢区分でも増加傾向であり、さらに年少人口は、総人口に占める割合についても増加することが見込まれます。

表2.3 推計人口の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	76,224	76,919	77,554	78,218	78,876
年少人口 (0～14歳)	11,920	12,098	12,249	12,429	12,622
生産年齢人口 (15～64歳)	48,976	49,084	49,195	49,372	49,599
老年人口 (65歳以上)	15,328	15,737	16,110	16,417	16,655
年少人口割合(%)	15.6	15.7	15.8	15.9	16.0

図2.9 年齢3区分の推計人口の推移



基準日：各年4月1日

平成27年以降の人口推計から、18歳未満の人口を抜き出してみると、18歳未満の児童人口は平成27年の14,300人台から、平成31年には15,000人台に増加するものと考えられます。各年齢区分の人口は、0～5歳では平成29年が最大となり、6～11歳は今後も増加することが見込まれます。

表2.4 18歳未満の推計人口の推移

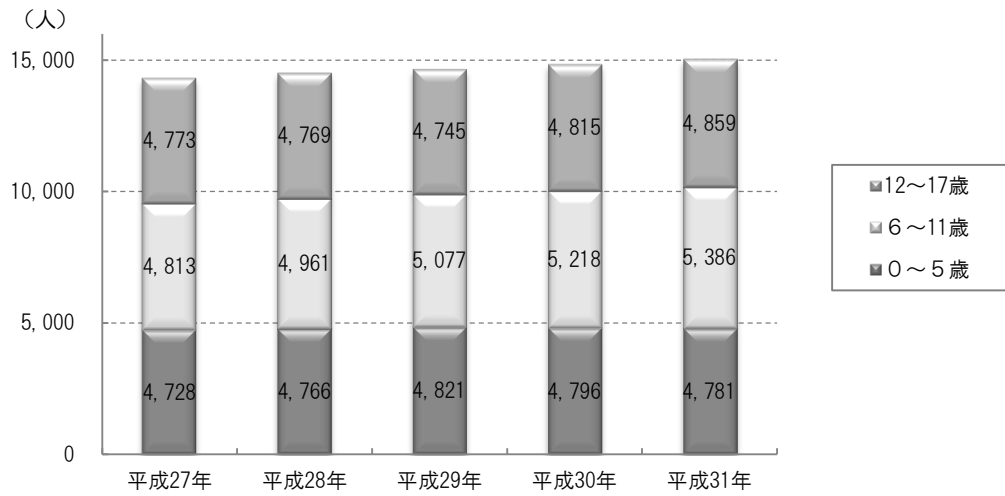
単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	76,224	76,918	77,554	78,218	78,876
0歳	688	690	691	692	692
1歳	743	747	749	751	753
2歳	807	784	788	790	792
3歳	847	839	815	819	821
4歳	804	882	874	849	853
5歳	839	824	904	895	870
0～5歳	4,728	4,766	4,821	4,796	4,781
6歳	802	867	851	933	924
7歳	848	818	885	868	951
8歳	786	859	828	897	879
9歳	831	795	869	838	907
10歳	779	837	801	875	844
11歳	767	785	843	807	881
6～11歳	4,813	4,961	5,077	5,218	5,386
12歳	791	778	796	855	818
13歳	810	785	772	790	849
14歳	778	808	783	770	788
15歳	795	803	787	802	806
16歳	795	801	808	792	808
17歳	804	794	799	806	790
12～17歳	4,773	4,769	4,745	4,815	4,859
0～17歳	14,314	14,496	14,643	14,829	15,026

基準日：各年4月1日



図2.10 18歳未満の推計人口の推移

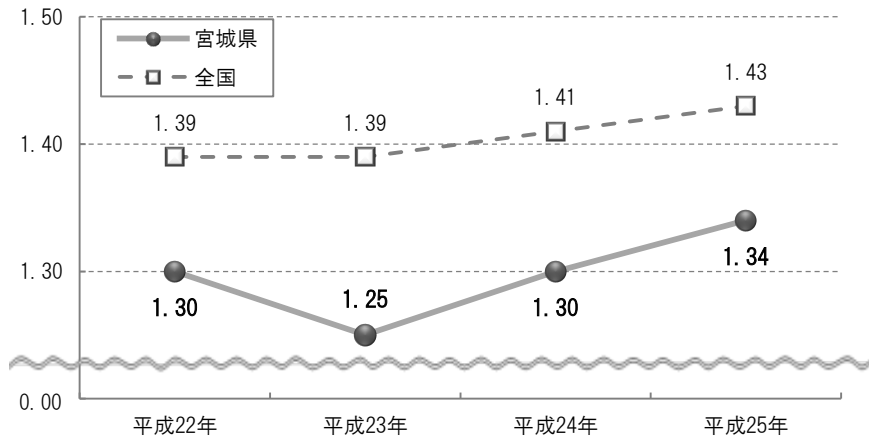


基準日：各年4月1日

(6) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、宮城県の値が全国の値よりも約0.1人低い値で推移しています。近年県・全国とも増加傾向ですが、人口維持が可能とされる2.08を下回っています。

図2.11 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省人口動態統計

2 世帯の動向

(1) 世帯構成

世帯数は総じて緩やかに増加しており、平成26年で28,404世帯となっています。一方、1世帯当たりの平均世帯人員は平成22～24年までは2.8人、平成25年と平成26年は2.7人と横ばいの状況です。

図2.12 世帯数の推移

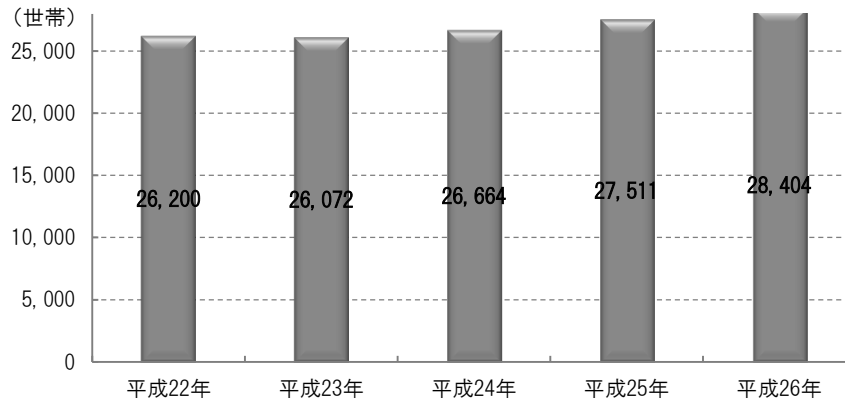
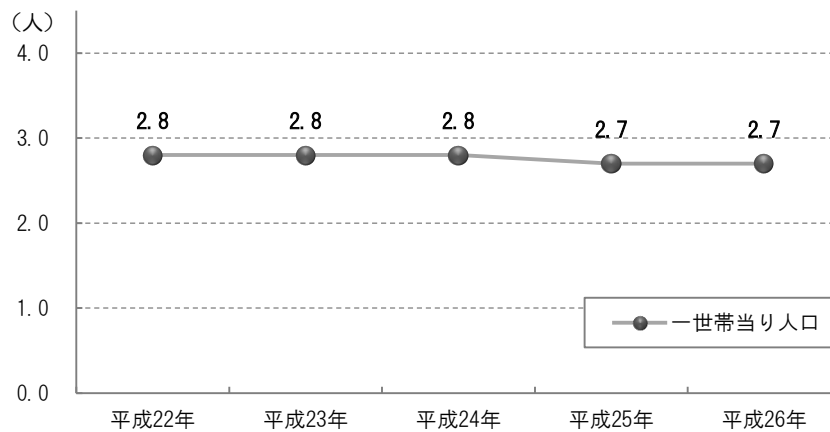


図2.13 平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）



世帯構成比率をみると、核家族世帯の占める割合が高くなっています。また、単独世帯の割合が徐々に高くなってきている一方で、その他の世帯の割合は徐々に低くなってきています。

図2.14 世帯構成比の推移

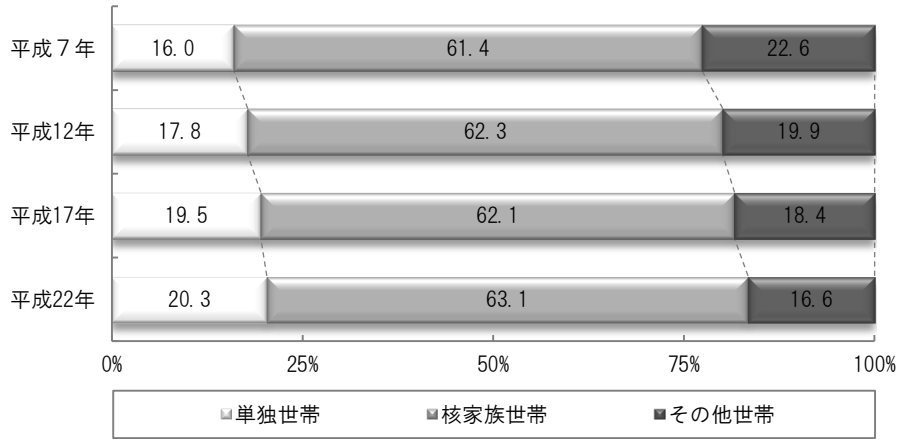


表2.5 世帯構成の状況

単位：上段（世帯数）／世帯、下段（構成比）／%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	18,282	20,998	22,408	25,092
	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	2,934	3,737	4,379	5,089
	16.0	17.8	19.5	20.3
核家族世帯	11,213	13,076	13,915	15,822
	61.4	62.3	62.1	63.1
夫婦のみ世帯	2,666	3,454	3,852	4,726
	14.6	16.5	17.2	18.8
夫婦と子からなる世帯	7,254	8,017	8,129	8,795
	39.7	38.2	36.3	35.1
ひとり親と子からなる世帯	1,293	1,605	1,934	2,301
	7.1	7.6	8.6	9.2
その他世帯	4,135	4,185	4,114	4,181
	22.6	19.9	18.4	16.6

資料：国勢調査（各年10月）

(2) 未婚率

平成12年以降の未婚率は、結婚・出産・子育て期にあたる25～29歳で男女ともに半数を超えています。また、男性は30～34歳で40%前後と、晩婚化の傾向がみられます。さらに、多くの年齢層で未婚率が上昇しています。

表2.6 未婚率

単位：％

	男性			女性		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成12年	平成17年	平成22年
計	30.3	31.0	30.4	23.1	23.1	22.8
15～19歳	99.6	99.7	99.2	99.4	99.2	99.7
20～24歳	89.5	92.0	91.6	84.7	87.4	88.3
25～29歳	63.7	67.6	63.0	50.5	56.2	54.8
30～34歳	36.9	42.5	40.2	21.6	28.4	28.8
35～39歳	19.8	27.6	29.1	10.0	15.8	19.4
40～44歳	14.4	17.1	23.9	6.2	8.2	13.6
45～49歳	12.9	14.4	16.4	4.0	5.9	7.7
50～54歳	8.0	12.6	14.1	3.4	4.3	6.1
55～59歳	5.2	7.6	12.1	2.9	3.2	4.3
60～64歳	3.5	4.2	7.5	2.5	2.8	3.4
65～69歳	1.7	2.9	4.1	2.4	2.3	2.7
70～74歳	1.3	1.4	2.4	2.8	2.2	2.2
75～79歳	0.7	0.9	1.3	2.5	2.9	2.3
80～84歳	1.0	0.4	1.2	1.9	2.4	2.9
85歳以上	0.4	0.8	0.7	1.1	2.0	2.6

資料：国勢調査（各年10月）



3 就労の状況

(1) 女性の年齢別就業状況

女性の就業状況をみると、近年の状況として就学期にあたると考えられる20歳代前半の就業率が減少しています。また、結婚・出産・子育て期にあたると考えられる30歳代の就業率が5割台になりますが、20歳代後半と40歳から50歳代前半では6割以上と高く、この年齢層の女性が重要な働き手になっています。

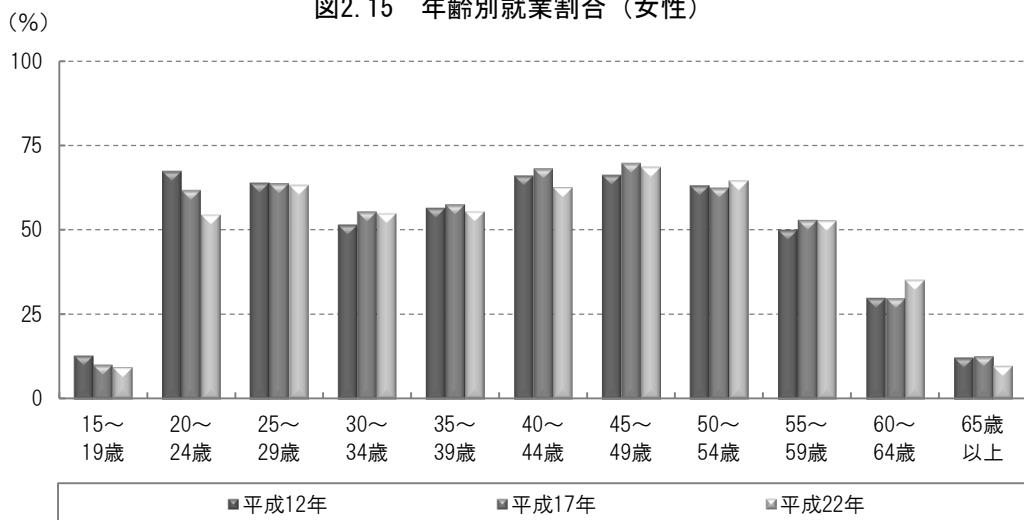
表2.7 年齢別就業者数（女性）

単位：左列（総数）／人、中列（就業者数）／人、右列（割合）／%

	平成12年			平成17年			平成22年		
	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合
総計	28,449	12,920	45.4	29,535	13,145	44.5	32,007	13,507	42.2
15～19歳	2,219	288	13.0	2,102	217	10.3	2,011	192	9.5
20～24歳	2,137	1,440	67.4	1,971	1,219	61.8	1,902	1,036	54.5
25～29歳	2,495	1,597	64.0	2,127	1,358	63.8	2,275	1,438	63.2
30～34歳	2,306	1,191	51.6	2,477	1,375	55.5	2,564	1,408	54.9
35～39歳	2,445	1,384	56.6	2,326	1,337	57.5	2,900	1,609	55.5
40～44歳	2,361	1,560	66.1	2,449	1,669	68.2	2,489	1,559	62.6
45～49歳	2,495	1,654	66.3	2,382	1,663	69.8	2,510	1,721	68.6
50～54歳	2,377	1,501	63.1	2,514	1,572	62.5	2,406	1,555	64.6
55～59歳	2,082	1,041	50.0	2,385	1,263	53.0	2,555	1,346	52.7
60～64歳	1,893	567	30.0	2,055	615	29.9	2,438	859	35.2
65歳以上	5,639	697	12.4	6,747	857	12.7	7,957	784	9.9

資料：国勢調査（各年10月）

図2.15 年齢別就業割合（女性）

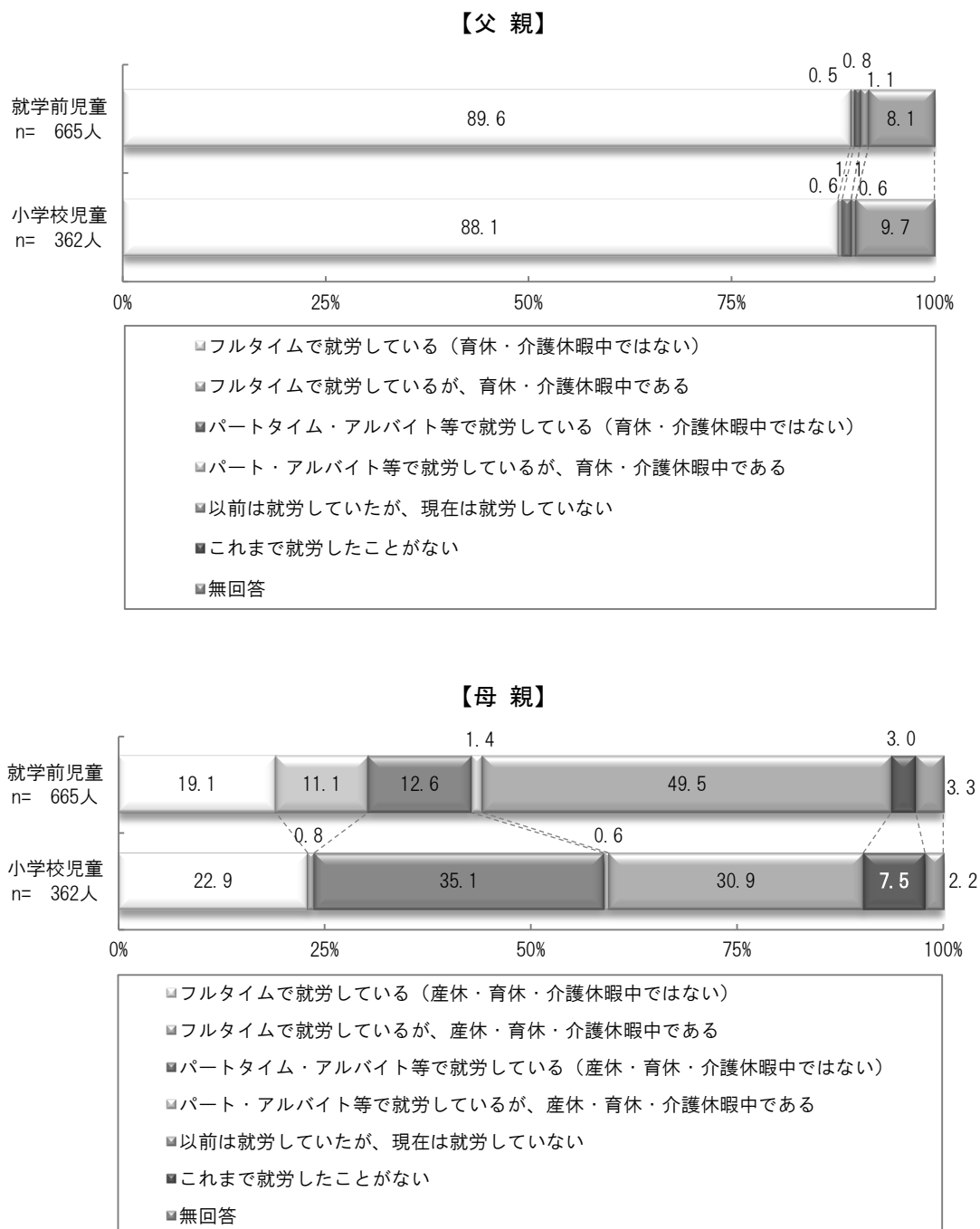


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て家庭の両親の就業状況

子育て支援に関するアンケート調査において、父親の就労状況をみると、就学前児童と小学校児童で大きな差異はみられません。母親の就労状況をみると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.5%と多く、小学校児童では「パートタイム、アルバイト等で就労している」が増加しており、子どもが大きくなるに従って、母親も就労することがわかります。

図2.16 両親の就労形態について



資料：子育て支援に関するアンケート調査結果（平成25年）



4 次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の達成状況

（1）施策の進捗状況

本市では平成17年度から10年間に渡り、次世代育成支援行動計画に基づき次世代育成支援及び子育て支援、母子保健施策に取り組んできました。次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の進捗状況は計画全体で159施策中148施策が実施中であり、東日本大震災により一部休止している施設や事業等はあるものの、次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の目標値についてはおおむね達成し、一定の成果があったものと評価できます。

表2.8 施策の進捗評価

		施策数	実施中	実施に向けて検討	震災により休止	未実施
計 画 全 体		159	148	2	1	8
1	地域における子育て支援	43	38	1	1	3
①	地域における子育て支援サービスの充実	10	8	0	0	2
②	保育サービスの充実	12	11	0	0	1
③	子育て支援ネットワークづくり	3	3	0	0	0
④	児童の健全育成	18	16	1	1	0
2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	31	30	0	0	1
①	子どもや母親の健康の確保	15	15	0	0	0
②	「食育」の推進	8	7	0	0	1
③	思春期保健対策の充実	5	5	0	0	0
④	小児医療の充実	3	3	0	0	0
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	24	22	0	0	2
①	次代の親の育成	4	3	0	0	1
②	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	14	14	0	0	0
③	家庭や地域の教育力の向上	6	5	0	0	1
4	子育てを支援する生活環境の整備	12	11	1	0	0
①	良好な居住環境の確保	3	2	1	0	0
②	安全な道路交通環境の整備	4	4	0	0	0
③	安心して外出できる環境の整備	3	3	0	0	0
④	安全・安心まちづくりの推進等	2	2	0	0	0
5	職業生活と家庭生活との両立支援	8	6	0	0	2
①	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	3	3	0	0	0
②	仕事と子育ての両立の推進	5	3	0	0	2

6	子ども等の安全の確保	14	14	0	0	0
①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0
②	子どもを犯罪等から守るための活動の推進	9	9	0	0	0
③	被害に遭った子どもの保護の推進	2	2	0	0	0
7	要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進	27	27	0	0	0
①	児童虐待防止対策の充実	4	4	0	0	0
②	ひとり親家庭の自立支援の推進	7	7	0	0	0
③	障がい児施策の充実	16	16	0	0	0

(2) 子育て支援に関する事業の達成状況

表2.9 子育て支援に関する事業の達成状況

No.	事業名	事業内容	平成26年度現状値		後期計画目標事業量	
			定員 (児童数)	か所数	定員 (児童数)	か所数
1	通常保育事業	認可保育所における保育事業	750人	8か所	800人	9か所
2	特定保育事業	保護者の週3日以内の就労等による保育事業	20人	2か所	30人	3か所
3	延長保育事業	通常の開所時間の前後に保育を行う事業	■30分延長 97人	3か所	130人	5か所
			■1時間延長 221人	5か所	120人	4か所
4	夜間保育事業	夜間の保育事業	0人	0か所	検討	検討
5	トワイライトステイ事業	児童養護施設、母子生活支援施設等において一時的な保育を行う事業	0人	0か所	検討	検討
6	休日保育事業	日曜日・祝日の保育事業	0人	0か所	検討	検討
7	病児・病後児保育事業	病気回復期にある児童を保育所、病院等にて保育を行う事業	2人	1か所	2人	1か所
8	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない主に低学年の小学校児童に対し授業の終了後に遊びや生活の場を提供する事業	510人	10か所	510人	11か所
9	地域子育て支援拠点事業	地域の子育てに対する育児支援事業	—	3か所	—	3か所
10	一時預かり事業	保護者の急病等の場合の一時的な保育事業	30人	3か所	20人	3か所
11	ショートステイ事業	緊急一時的に母子を保護する必要がある場合、一定期間養育・保護を行う事業	0人	0か所	検討	検討
12	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての相互援助活動支援事業	—	1か所	—	1か所



(3) 母子保健に関する事業の達成状況

表2.10 主な事業の達成状況

No.	事業名	平成25年度 現状値	平成26年度 目標値
1	母子手帳を妊娠11週までに届出する人の割合	99.3%	90.0%
	妊娠中の非喫煙率	95.1%	95.0%
2	乳幼児健康診査		
	3か月児健康診査	99.3%	98.0%
	7か月児健康診査 ※平成24年度から7か月相談 (参加率)	88.6%	98.0%
	1歳8か月児健康診査	94.1%	98.0%
	3歳6か月児健康診査	95.4%	98.0%
3	乳幼児保健講座等への参加	385人	280人
	むし歯予防教室等への参加	286人	280人
4	育児に関する相談相手がいる母親の割合	99.6%	99.5%
	父が子育てに協力している割合	99.3%	98.0%
5	新生児・産婦訪問の出生数に対する訪問率	98.1%	98.0%
6	1歳8か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合	98.9%	98.5%
	3歳6か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合	78.8%	70.0%
	子どもが歯磨きした後、大人が仕上げみがきをしている割合	93.1%	90.0%
7	おやつを規則的に与えている割合	93.1%	90.0%
8	生活のリズムを整える 22時以降に就寝している3歳児の割合	27.7%	20.0%
9	母乳栄養の割合(3~4か月児)	66.4%	85.0%
	混合栄養の割合(3~4か月児)	21.3%	

5 計画における基本的視点

平成26年に改正された次世代育成支援対策推進法の「行動計画指針」において示されている10の視点を本計画の推進にあたっての基本的な視点とします。

1 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援事業等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子ども・子育て支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。

3 利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、子ども・子育て支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

4 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていく必要があります。



5 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和憲章」においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取り組みについては、地域においても、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

少子化対策に関する国の調査結果においては、多くの若者が将来家庭をもつことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっていますが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望がかなえられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現していくためにも必要です。

また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた支援の展開を図ることが必要です。

7 全ての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえ、取り組みを進めることが必要です。

8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、保育所の活用や、児童センター、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

9 事業の質の視点

利用者が安心して事業を利用できる環境を整備するためには、事業の供給量を適切に確保するとともに、事業の質を確保することが重要です。このため、子ども・子育て支援対策においては、事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開や事業評価等の取り組みを進めることが必要です。

10 地域特性の視点

人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子ども・子育て支援対策においては、地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。



6 子ども・子育て支援の課題

子ども・子育て支援は、前述の「基本的視点」を大切にしながら、「父母その他の保護者が子育てに関する第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり出発点であるという認識のもと、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。また、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障することを目指すものです。

しかしながら近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、社会的な支援の必要性が増してきています。また、本市の人口が増加傾向で推移しており、就労支援や子どもの健全育成支援のため、子育て支援事業の量的拡大が必要になっています。

以上のことから、次の3つの課題を設定します。

子ども・子育て支援の課題

課題1 地域子育て支援体制の充実

核家族化の進行等の社会環境の変化による子育てへの不安感や孤立化を解消するため、行政と地域が一体となって子育て家庭を支援すること。

課題2 母子保健事業の充実

安心して出産し、子どもを健やかに成長させることができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援体制を維持継続すること。

課題3 保育事業の量的拡大

人口及び共働き家庭の増加により、仕事と子育ての両立の支援が必要であり、高まる保育ニーズに対応するため、保育事業の量的拡大をすること。

第3章



これから目指す事業計画

第3章 これから目指す事業計画

1 事業計画の基本理念

本市では、「名取市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援対策及び少子化対策の取り組みを推進してきました。

本計画においても、「名取市次世代育成支援行動計画」の考え方を引き継ぎ、親が安心して子どもを産み、子どもが健やかに育ち、そして、地域全体で子どもを育てられる環境を目指し、「子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち 名取」を基本理念として、計画の推進と施策の展開を図ります。

《基本理念》

子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち 名取
～ 子育ての輪を つなげよう 伝えよう 広げよう 支え合おう ～

健やかに生まれ育つことは、全ての子どもがもつ権利であり、子どもを見守り育てる保護者や地域にとっては大きな喜びでもあります。社会全体が子育てに対する理解を深め、住民同士の関わりを築きながら、地域の中で子どもや子育て家庭を支援することが必要です。

これまで、子どもたちが明るく・元気に・たくましく成長でき、地域で安全に生活できる環境づくりの実現や、親だけではなく、市民一人ひとりが子どもたちの成長を支え、子育ての輪を広げていくことによって地域全体の活性化を図るため、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

これからも名取市の未来を担う子どもたち全てが、健やかに成長できるよう、切れ目のない支援や取り組みを一層促進していきます。



2 計画の基本目標

本計画では基本理念の実現に向けて次世代育成支援行動計画を引継ぎ、以下の7つの基本目標に基づき様々な施策を総合的に推進します。

基本目標1 地域における子育て支援

子育て家庭等の子育て支援に対するニーズを踏まえ、教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、NPO法人やボランティア団体、子育てサークルを支援し、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう関係機関等の連携を推進します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな成長を実現するためには、子どものみならず親子の健康対策が大切です。安心して子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整えるとともに母子保健事業や相談事業を推進します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがたくましく生きる力をもつことができるよう、確かな学力の向上を図り、家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを安心して行うためには、安全で快適な環境整備が必要です。多様なライフスタイルに対応したゆとりある生活環境整備を図ります。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に関する役割が大きくなっています。男性を含めた働き方を、企業、行政、地域それぞれの視点で見直し、私たちのまち全体で子育てに取り組みます。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもが健やかに育つためには、親子が安心して外出・移動できる環境の整備が必要です。子どもの交通安全を確保するため、市や警察、教育機関等が連携して、子どもに交通安全意識を芽生えさせるような事業に取り組みます。

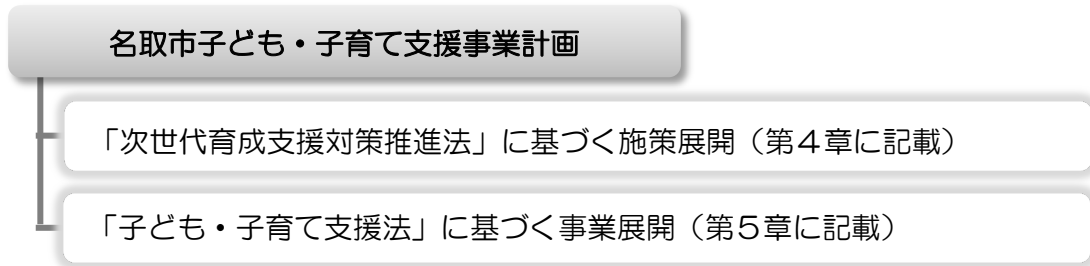
基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

要保護児童対策地域協議会や、子育てに悩む親のための相談体制の充実を図り、子育て中の親の孤立化や子育て・育児に関する不安の解消を図ります。

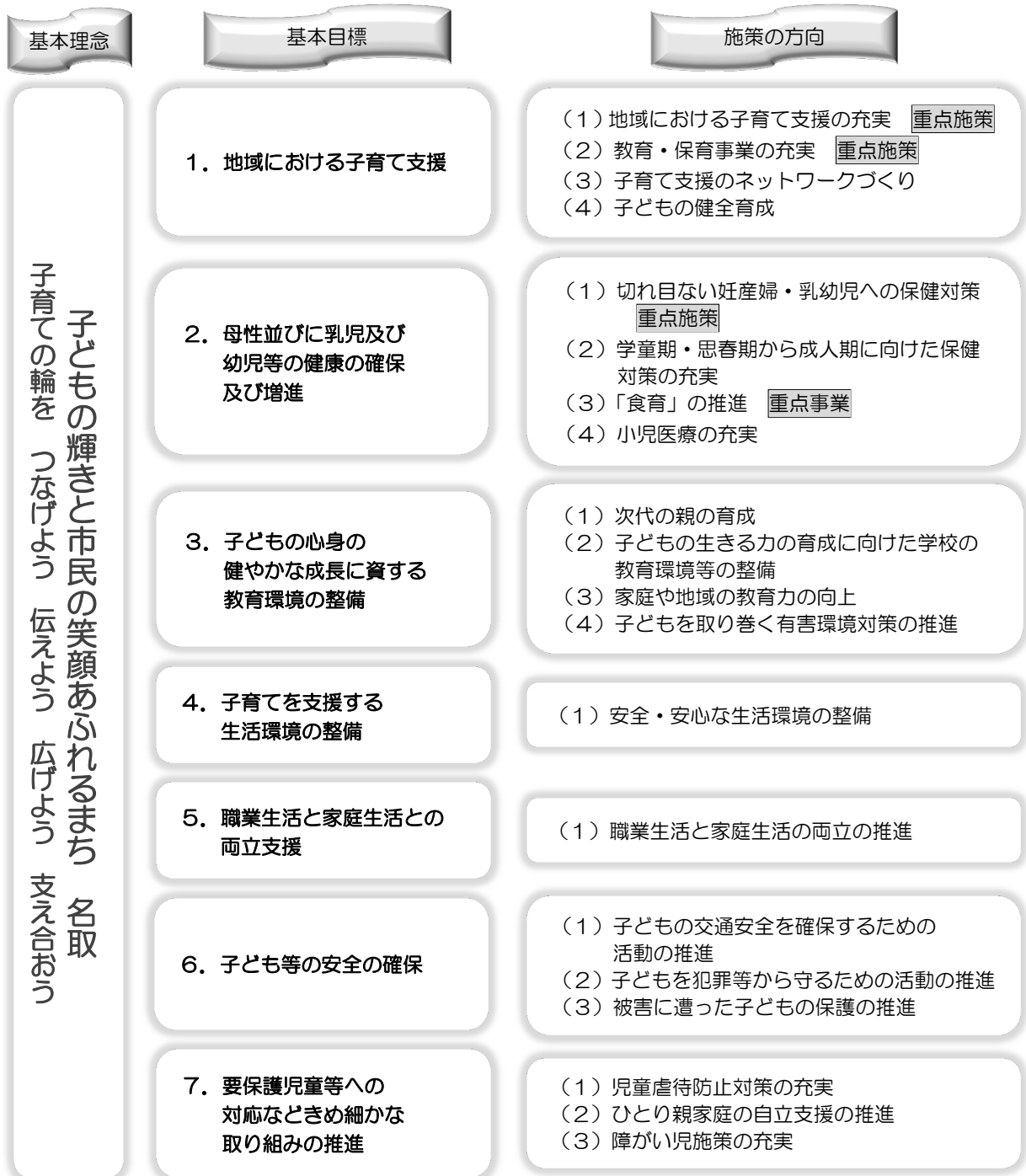
また、多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭、障がいのある子どもがいる家庭は様々な困難を抱えていることが多く、個々のニーズに合わせた支援の充実を図ります。



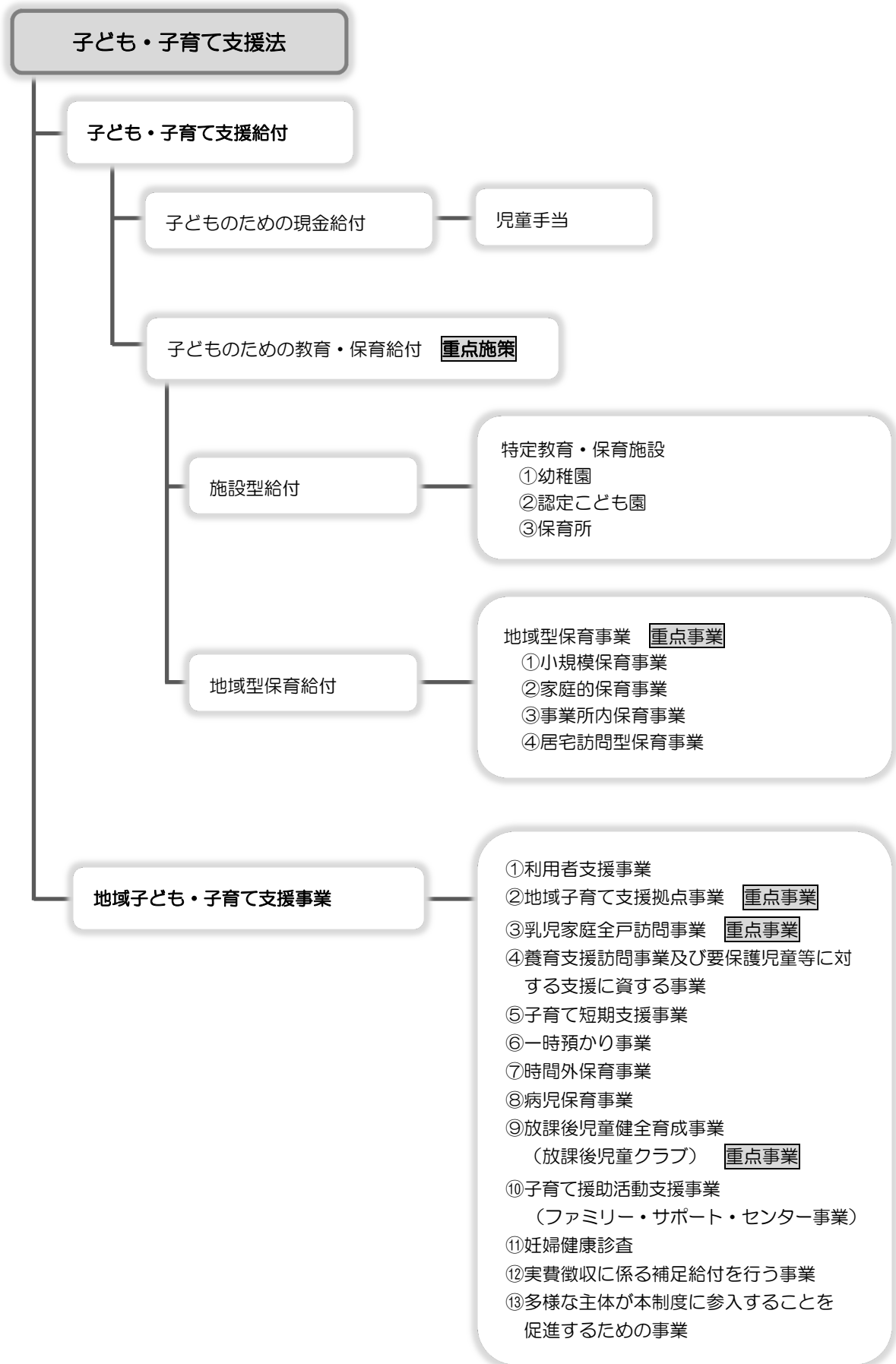
3 施策の体系



■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図





4 重点施策

子ども・子育て支援の現状と課題、ニーズ調査、子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、下記のとおり重点施策を設定します。

重点施策1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行等により人と人とのつながりが希薄化しています。親が子育ての責任を果たしながら子育てを楽しめる環境として子育て中の親子が気軽に集える場づくりや、子育てに関わる組織等の連携を強化し行政と地域が一体となって子育て家庭を支援することが求められており、ニーズに対応した子育て支援の充実を推進します。

重点事業

- ・地域子育て支援センターの充実
- ・放課後児童クラブの活動内容の充実

重点施策2 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

妊娠・出産・育児期における切れ目ない母子保健事業の充実と各事業・関係機関の有機的な連携体制の強化が求められており、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

重点事業

- ・乳児家庭全戸訪問事業の推進
- ・発達支援事業の充実
- ・予防接種未接種者対策の強化
- ・成長に応じた食育の推進
- ・むし歯予防事業の推進

重点施策3 教育・保育事業の充実

本市では人口が増加しており、幼児期の教育・保育ニーズは今後も増加することが見込まれます。多様なニーズに対応するため、教育・保育の量の拡充と質的向上を図るとともに一時預かりや延長保育などの事業の充実を図ります。

重点事業

- ・教育・保育事業の充実
- ・地域型保育事業の推進